

ドメスティック・バイオレンスの法的規制

瀬川晃

目次

- 一 はしがき
- 二 ドメスティック・バイオレンスとその被害者
- 三 DV防止法の成立の背景とその概要
- 四 DV防止法の意義と課題

一 はしがき

近年、わが国では、ドメスティック・バイオレンス（DV）への社会的な関心が急速に高まった。⁽¹⁾たとえば、DV被害の実態が少しずつ明らかにされ、その救済の必要性がさまざまな機会に唱えられる一方、二〇〇一年四月にはDVの防止と被害者保護を目的としたDV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が制定された。夫や恋人である男性による女性への暴力は、量的に見て決して希有なものとはいはず、質的にも見逃すこと

のできない重大性を有しているという理解が次第に広がりつつある。こうした暴力の存在は、女性に対する重大な人権侵害であることは間違いない。このような点をふまえれば、DVをめぐる近時のわが国の動向は当然の成り行きと評価することができよう。

ただし、これまで、わが国においてDVは存在しないと考えられてきたのかといえば、そうではない。DV被害の質や量について正確には理解されていなかつたにしても、夫や恋人である男性による女性への暴力は、ある程度存在すると認識されていたのではないだろうか。むしろ、DVは存在するが、「家庭内の問題」であり、外部からとやかく言うべきたぐいの話ではなく、法的介入も控えるべきと考えられてきたといえよう。では、なぜ近年DVがクローズアップされたのか。従来、介入が控えられてきた「家庭内の問題」が現代的な社会問題として意識されるようになったてきた理由は何なのか。また、これまで家庭内で処理してきた問題に法的な介入がなされることは、果たして妥当なのであろうか。

こうした疑問に検討を加えることは、今後、DVへの取組を適正かつ効果的なものとしていくために少なからず意義を有するものと思われる。そこで、以下では、まずDVやその被害の実態につき整理する。次に、DVがこれまで潜在化してきた要因を探つてみたい。そして、DVをめぐる議論の変化を整理したうえで、今回制定されたDV防止法につき若干の検討を加え、その意義と今後の課題を指摘するつもりである。

(1) 一九八〇年代にアメリカ合衆国のDV問題について紹介したものとして、熊谷文枝『アメリカの家庭内暴力』（一九八三）一一九頁以下、早川武夫「夫婦間暴力」法学セミナー四〇二号（一九八八）八頁以下。

一 ドメスティック・バイオレンスとその被害者

一 DVの実態

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、広義では、家庭内での暴力行為を意味し、児童虐待や子どもの対親暴力なども含まれるが、狭義では、夫や恋人である男性による女性に対する暴力を意味する。わが国では、これまで「家庭内暴力」というと、思春期の少年による対親暴力を意味する」とが一般的であったが、近時、社会的な関心を集めているのは、狭義のDVである。

DVは、児童虐待と同様、「家庭」という閉ざされた世界で行われるため、外部に露見しにくく、また、露見しても、第三者の介入を拒絶する傾向がある。こうした傾向を生みだしている要因として、アメリカ合衆国では、「バタード・ウーマン・シンドローム (battered woman syndrome)」が指摘されている。DVの場合、児童虐待と異なり、被害者は成人であり、夫や恋人の暴力から逃れる術はいくらでもあり得るはずと考えられやすい。しかし、現実には、被害者は、暴力を受ける中で自らの無力を認識し、その認識が強まっていく中で、主体的に行動する意志、問題を解決する能力を喪失していくため（学習性無力感 [learned helplessness]）、DVの呪縛を自ら解くことができないとされる。⁽²⁾さらに、加害者と被害者が親密な関係であるが故に、遠慮がなく、暴力がエスカレートしがちであることも、しばしば指摘されるところである。しかも、こうした暴力は、①緊張昂進期→②暴力実行期→③悔恨・平穏期の三つの時期をサイクルしながらエスカレートしていくとも、被害者が自らの手でDVから逃れられない要因と

なっているといわれる（暴力のサイクル理論⁽³⁾）。

DVの具体的な内容としては、殴る・蹴るなど身体的な暴力だけでなく、性行為の強要などの性的な暴力、無視や侮蔑発言など精神的な暴力も含まれる。こうしたDV固有の特徴が明らかにされるにつれ、法的な対応の必要性が高まつていった。

(2) DVの被害者　家族の構成員は、全て広義のDVの被害者になりうる。これに対し、狭義のDVの被害者は、妻や恋人など女性である。したがって、加害者である男性に比べて、被害者である女性が、一般的に体力的に劣る点は、DVの被害者の特徴といえよう。

日本弁護士連合会が各弁護士会単位で一九九四年～一九九六年と一九九八年に実施した「夫婦間暴力一一〇番」、「夫からの暴力一一〇番」と題する電話相談の結果⁽⁴⁾によると、四年間の相談件数は、合計で一〇六六件、相談者の年代は、四〇歳代が最も高い割合（二七・〇%）であり、三〇歳代（二三・六%）や五〇歳代（一〇・九%）が、これに次いだ。暴力を振るう相手との関係は、夫婦が九四・〇%と大半を占めていた。また、被害者の職業は、専業主婦やパートなどが半数以上にのぼり、加害者である夫との経済力の格差が大きく、経済的に夫に依存しているケースが多いものと推測される。ただし、相談例の中には、女性が経済的に自立しているケースも含まれていた。

(3) DVの被害　DVの被害の中心は、暴行による身体的な傷害である。こうした身体的被害は、露見しにくいという性質のため、被害が長期にわたって継続するケースが少なくない。またDVの加害者と被害者は、親密な関係のため、加害行為がエスカレートしていくことも多く、これに応じて被害も深刻化していく。被害の具体例としては、

殴られたり、蹴られたりしたことによる裂傷、出血、打撲などのほか、金属バットで殴られたことによる骨折、熱湯をかけられたり、アイロンやたばこを押しつけられたことによる火傷も報告されている⁽⁵⁾。

DVの被害には、身体的な被害のほかに、精神的な被害が大きい。身近な存在である家族が、いつ暴力を振るい出すか分からぬという状況下で、日々の生活を送る苦痛は想像に難くない。また、「死ね」、「殺してやる」などの言葉の暴力によって、大きな「心の傷」を負うこともしばしば指摘される。また、DVの中には、夫による妻への性的行為の強要が含まれており、こうした行為による性的被害も、女性の尊厳を傷つけるものとして重く受け止めなければならない。

二 DV潜在化の要因

DVは、前述したように、最近になって発生し始めたというわけではない。これまでには、潜在化していたというのが適切であろう。正確には、実態調査が試みられているとはい、なお潜在化し続けていくとすべきかもしれない。その意味では、潜在化は、DVの大きな特徴といえよう。そこで、以下では、なぜDVが潜在化しやすいのか、その要因を探ることにしたい。

(1) 男性優位の社会制度 憲法一四条が謳っているように、今日のわが国においては男女平等が当然の前提である。しかしながら、現実には、長く社会を支配してきた男性優位のインフォーマルな社会制度が、さまざまなか場面で影響を残してきた。そうした男尊女卑的な価値観が影を落とし、妻を夫の「所有物」のようにみなし、妻に

対する暴力を夫に認められた権利のように解することを社会が全体として許容してきたように思われる。⁽⁷⁾こうした制度は、インフォーマルであるがゆえに、その解体は容易ではない。フェミニズムが、真に差別のない社会の実現にとって、従来の男性中心の文化体制を抜本的に改革する必要があると説いてきたのは、こうした目に見えない制度の解体を重視した結果といえよう。

- (2) 誤った加害者像　これまでDVに関する本格的な実態調査がほとんどなされてこなかったこともあり、われわれの中には、DVの加害者について正確な知識が乏しかった。このため、たとえば英米においても、加害者は、①貧困層に多い、②あらゆる者に対して暴力的である、③社会的に恵まれない境遇の者が多い、④アルコールに依存している傾向がある、⑤人格障害が多いなどといった「神話」が語られてきた。⁽⁸⁾このため、DVの問題は、特別な境遇にある限られた者だけの問題と理解され、社会的な問題として認知されることはなかつたのである。こうした傾向はDVの実態調査がすすみ、DVが特定の境遇にある者だけの特別な問題でないことが明らかになつた今日でも、十分には改善されていない面がある。その意味では、DVへの社会的な認識は、今なお不十分な点がうかがえるのである。
- (3) 誤った被害者像　実態調査の欠如は、加害者だけでなく、被害者に関するわれわれの認識も誤らせてきたといえよう。たとえば、「虐待を受けている女性にも問題はある」といった見解が少なからず示されてきたが、そうした見解の根底に、無能な女性像、自虐的・自滅的な女性像、無氣力で従属的な女性像が存在することは否定できない。⁽⁹⁾こうした誤った被害者像が、DV問題の本質を見誤らせ、過小評価させてきたものと思われる。しかし、実際の被害女性は、前述したように、バタード・ウーマン・シンドロームや暴力のサイクルに陥り、抜け出すことができない普

通の女性たちである。こうした偏見の克服も、なお不十分なようと思われる。

(4) 警察の民事不介入　近代社会は、市民的自由の要請から警察の民事不介入を求めてきた。⁽¹⁰⁾個人のプライバシーや私的自治を尊重する見地からは、このような原則は今なお説得力を有している。こうした点からすれば、まさに家庭内という私的空间（民事）の問題に警察が介入できず、公的な問題にすることができなかつたということも首肯できる。しかし、こうした原則があまりに形式化したため、結局、加害者側を不当に保護することになるという事態が存在する。民事の問題としてDVに警察が介入しない」とは、「犯罪ではない」というお墨付きを与えていたるに等しい。こうした民事・非民事の硬直的な二分論の問題性が意識されている今日、警察権の肥大化には目を光らせつつも、他方で柔軟な対応が必要とされて いるのではないだろうか。

- (2) バタード・ウーマン・シンドロームについては、レノア・E・ウォーカー（穂積由利子訳）『バタードウーマン』（一九九七）五一頁以下、青山彩子「米国におけるダメステイック・バイオレンスへの対応（上）」警察学論集五二巻一号（一九九九）一〇七頁。
- (3) 暴力のサイクル理論については、レノア・E・ウォーカー（穂積由利子訳）・前掲注・書六〇頁以下を参照。このほか、Haevy Wallace, *Victimology*, 1998, p150 も詳しい。
- (4) 日本弁護士連合会編『ダメステイック・バイオレンス防止法律ハンドブック』（一〇〇〇）六一頁以下。
- (5) DV被害の実態については、「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『ダメステイック・バイオレンス〈新装版〉』（一九九八）二八頁以下、総理府男女共同参画室「男女間における暴力に関する調査」<http://www.gender.go.jp/>（一〇〇一）年二月二十五日確認）、村上文「いわゆる『ダメステイック・バイオレンス』に対する政府の取組と法律の成立を受けた今後の課題について」法律のひろば五四巻九号（一〇〇一）一一頁以下を参照。

(6) 濑川晃「〈刑法時評〉なぜDVは潜在化するのか」刑政一一三卷五号(一〇〇一) 一〇一頁以下。

(7) こうした男性優位のインフォーマルな社会制度は、英米においても存在し、かつては、親指より細い棒で妻をたたくこと

は、夫の懲戒権として許容されるという「親指のルール (rule of thumb)」が、判例上も支持されていた。小林寿一「夫婦間暴力に対する警察の対応(一)」警察研究六〇卷八号(一九八九)二三頁参照。青山彩子・前掲注(2)論文一〇三頁。

(8) レノア・E・ウォーカー(穂積由利子訳) 前掲注(2)書三三頁以下。

(9) レノア・E・ウォーカー(穂積由利子訳) 前掲注(2)書三三頁以下。

(10) DVとの関係で、警察の民事不介入の問題について論じたものとして、後藤弘子「ドメスティック・バイオレンスとその刑事的対応」警察学論集五三卷四号(一〇〇〇)一三〇頁以下、戒能民江「警察の介入姿勢の『変化』と『法は家庭に入らず』の維持」法学セミナー五五〇号(一〇〇〇)五六頁以下、秀嶋ゆかり「ドメスティックバイオレンス」法学セミナー五五〇号(一〇〇〇)六四頁以下がある。また、アメリカ合衆国における警察の対応について論じたものとして、小林寿一「夫婦間暴力に対する警察の対応(一)」警察研究六〇卷八号(一九八九)一七頁以下、同九号(一九八九)二〇頁以下、同一〇号(一九八九)二九頁以下、同一一号(一九八九)二三頁以下、同一二号(一九八九)一五頁以下、青山彩子「米国におけるドメスティック・バイオレンスへの対応(下)」警察学論集五一卷一号(一九九九)一五一頁以下がある。また、近時の論稿として、酒巻匡「米国のDV対策法制」警察政策研究五号(一〇〇一)三七頁以下。

— DVをめぐる議論の変化

三 DV防止法の成立の背景とその概要

DVへの刑法の対応は、児童虐待の場合と似ている。すなわち、従来の刑法においても、身体的な暴力に対しても傷害罪、傷害致死罪などの適用が可能であったが、現実には、家庭内での問題に法が介入することには消極的な姿

勢がとられていた。ところが、一九九〇年代以降、DVの問題を社会問題と捉え、その法的規制や保護の必要性を唱える声が高まつていった。こうしたDVをめぐる議論の変化には、どのような要因が存在したのであろうか。以下では、四点を指摘しておきたい。

(1) 国際的な動向　一九九〇年代以降、女性に対する暴力を撲滅するための国際的な取組が強力に押し進められるようになった。⁽¹¹⁾たとえば、一九九三年三月にタイのバンコクで開催された国連世界人権会議・NGOアジア太平洋会議では、女性に対する暴力の問題が重要テーマの一つとされた。また、一九九三年一二月には、国連において、女性に対する暴力撤廃宣言が採択され、次の三点が盛り込まれた。⁽¹²⁾①女性に対する暴力は、男女間の歴史的に不平等な力関係の現れであり、これが男性の女性に対する支配および差別ならびに女性の地位の向上に妨げとなってきた。②女性に対する男性の暴力は、女性を従属性的な地位に押し込める重要な社会的な仕組みの一つである。③とくに家庭や社会における女性に対する暴力は広範囲にわたっており、収入、階級および文化の境界を超えたものであり、その発生を取り除くための緊急かつ効果的な措置により対応しなければならない。

一九九五年に中国の北京で開催された第四回世界女性会議で採択された「北京宣言および行動綱領」では、一二の重要分野の一つとして「女性に対する暴力」があげられた。

(2) 「男女共同参画社会」時代の到来　一九九六年一二月に、「男女共同参画社会の実現を阻害する売買春その他の女性に対する暴力に関し、国民意識の変化や国際化の進展等に伴う状況の変化に的確に対応するための基本の方針」について、内閣総理大臣から諮問を受けた男女共同参画審議会は、「女性に対する暴力部会」を設置し、一九九

八年一〇月に「中間取りまとめ」、一九九九年五月に「女性に対する暴力のない社会を目指して」を答申した。

同答申は、女性に対する暴力への対応の問題点として、次の四点をあげた。①不十分な実態把握。②被害者に対する援助・救済の充実の必要性、③再発防止措置の必要性、④売買春の現状を踏まえた対応。そして、こうした問題点をふまえたうえで、当面取り組むべき課題として、次の五点を提言した。①女性に対する暴力に関する現状調査の実施。②関係機関・団体、専門家等への支援と公的機関の取組の推進。③社会の意識啓発。④女性に対する暴力再発防止対策の検討。⑤女性の自立のための取組。

こうした提言を受け、DVの実態調査や法的対策の検討が急速に進められた。そして、その成果の一つとして、男女共同参画審議会は二〇〇〇年七月に「女性に対する暴力に関する基本の方策について」を答申し、この中で夫やパートナーからの暴力をとくに対応を迫られている暴力形態の一つとして取り上げ、今後の取組として、警察が一九九九年一二月に示した「女性・子どもを守る施策実施要綱」の趣旨や方針が現場で定着するように一層の推進を求めた⁽¹³⁾。

(3) マスコミによるDVの社会問題化

家庭内の暴力を家庭という密室から引き出し、社会的な問題として広く認知させたのは、マスコミによる報道の影響も大きい。もちろん社会問題化したからこそ、マスコミの報道量が増加したという面も否定できない。しかし、国内外の動向を反映する形で一九九八年以降、次第にマスコミで「ドメスティック・バイオレンス」という言葉が用いられる機会が増加し、社会的な関心を高めていったことは間違いない。

マスコミは、一九九八年から相次いで特集を組んでDVの重大性を訴えるとともに、夫による妻に対する傷害事件を

「DV」という目新しい言葉で表現することによって、深刻な事件として社会に公表した。こうしたマスコミの姿勢が世論に影響を与え、DVに対する社会的な関心を高めたといえよう。⁽¹⁴⁾

(4) 現行刑法による対応の限界 児童虐待と同様、DVには、刑法典上の犯罪に該当するものも含まれている。

たとえば、女性の身体への暴行は、過失致傷罪（二〇九条）、暴行罪（二〇八条）、傷害罪（二〇四条）などに該当し、女性の命を奪った場合には、過失致死罪（一一〇条）、傷害致死罪（二〇五条）や殺人罪（一九九条）に該当する。また、性的な暴力は、強制わいせつ罪（一七六条）、強姦罪（一七七条）、準強制わいせつ罪（一七八条）、準強姦罪（一七八条）などに該当する。さらに心理的な暴力に対しても、傷害罪を適用する余地があろう。

このようにDVは犯罪であり、刑事規制の対象である。しかし、現実には、刑事司法機関がDVを刑法典上の犯罪として取り扱い、加害者である男性を逮捕・起訴し、裁判において刑事責任を問うケースはごく少数であつたといえよう。やはりDVについても家庭内の問題であり、刑法が介入すべきではないという認識が強かつたのである。しかし、前述した情勢の変化から、警察は一九九九年一二月に「女性・子どもを守る施策実施要綱」を制定し、ストーカーや児童虐待と並んで、夫から妻への暴力等についても、重大な犯罪を未然に防止し、被害にあつた女性や子どもたち直りを支援し、積極的な対応を推進していく方針を明らかにした。具体的には、刑法に抵触する事案については、被害女性の意志をふまえて検挙措置を講じ、被害女性が検挙を望まない場合や刑法には抵触しない事案については、防犯指導、地方公共団体の関係部局や弁護士会等の関係機関の紹介などをを行うことで適切な自衛策・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導や警告を行うなどして、被害女性の支援を行うこ

とが明確にされた。

こうして警察によるDV防止に向けた取組が積極化したものの、既存の法律の運用による対応には限界があった。これまで消極的であった家庭内の問題に介入していくには、刑法典に定められた暴行や傷害とは異なるDVの特異性を明確にするとともに、警察の介入に法的根拠を付与する必要が強く意識されるようになった。

二 DV防止法の概要

(1) 目的 DV防止法の正式名称は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」である。⁽¹⁵⁾したがって、本法は男性による女性への暴力だけでなく、女性による男性への暴力をも対象とすることが想定とされている。このようにDVの実態とかけはなれた想定に基づいてDV防止法が制定された理由は、男性による女性への暴力だけを対象として防止策や保護策を定めた法律を作ることが、法の下の平等を定めた日本国憲法に違反するおそれがあるからであつたといわれる。そこで、本法は、建前上、両性を平等に保護する規定となつていて、前文において、次のように述べ、DVが犯罪行為であること、その被害者のほとんどは女性であること、DVの防止とその被害者の保護が国際的な課題であることなどの問題意識を明確化している。「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている」「ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかつた。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の

心身に有害な影響を及ぼす言動を行う」とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐる」。「このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである」。「ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する」。

(2) 定義 DV防止法におけるDV、すなわち「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。配偶者には、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」も含まれる（一条一項）。したがつて、元配偶者や恋人は、本法が対象とする暴力行為の客体には含まれない。このように、配偶者からの暴力を主な標的としたのは、①外部からの発見が困難である、②継続して行われる、③エスカレートして重大な被害を生じさせることがあるといった、一般的の暴力とは異なる特性があるため、保護の必要性が高いことによる。また、ここでいう「暴力」とは、殴る、蹴るといった物理的な加害行為が想定されているが、言葉による暴力であつても、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を招いた場合には、「暴力」に含まれる場合があり得よう。

また、本法にいう「被害者」とは、「配偶者からの暴力」を受けた者のほか、婚姻中に暴力を受け、婚姻を解消後にも引き続き元配偶者から生命又は身体に危害を加えられるおそれのある者をいう（一条二項）。

(3) 被害者の保護 DV防止法は、DV防止とDV被害者の保護のため、都道府県単位で配偶者暴力相談支援セ

ンターを設けるよう規定している（三条一項）。同センターの業務は、①被害者の相談に応じたり、婦人相談員や相談を行う機関を紹介すること、②被害者的心身の回復に必要な医学的・心理学的指導などを実施すること、③被害者の一時保護を行うこと、④被害者の自立に向け、情報提供を行うこと、⑤保護命令制度の利用について情報提供や必要な援助を行うこと、⑥被害者が居住可能で、保護を求められる施設の情報の提供などをおこなうことである（三条二項）。

他方、DV防止とその被害者の保護のため、DV防止法は、広く国民に対しても、DV被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することを求める努力義務規定を設けた（六条一項）。とくに医師や看護師などの医療関係者は、DVの被害者を発見する可能性が高いことから、通報を促す規定（六条二項）を別個に設け、秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定が、通報を妨げるものではないことを明記している（六条三項）。また同様の理由から、医療関係者に対して、被害者に配偶者暴力相談支援センターなどに関する情報を提供する努力義務規定（六条四項）が設けられた。

さらに、DV防止法では、警察官に対しても、DVの発生を防止し、被害者の保護を図るため、必要な措置を講じるよう努めることが求められたほか（八条）、関係諸機関との連携を図りながら協力することが求められた（九条）。

(4) 保護命令 DV防止法制定の主たる目的の一つが、保護命令の導入であった。保護命令とは、DVの被害者が、配偶者からさらに暴力を加えられることによって、生命や身体に重大な危険を受けるおそれが大きいときに、これを防止するため、裁判所が、被害者の申立てにより、配偶者に被害者への接近を禁じ、住居からの退去を命じること

とである（一〇条）。要するに、保護命令には、接近禁止命令と退去命令の二種類がある。接近禁止命令とは、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、または被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止するもので、その期間は命令の効力が生じた日から六ヶ月間である（同条一号）。

また、退去命令とは、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去を命じるものであり、その期間は、命令の効力が生じた日から起算して一週間である（同条二号）。実家に緊急的に避難している場合や配偶者暴力相談支援センターなどに一時保護されている場合も、生活の本拠をともにしている場合に含まれる。

こうした命令の申立てを行うことのできる被害者は、「更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい」者である。したがって、すでに離婚をして元配偶者から暴力を受けている者には、申立ては認められていない。ここでいう「被害者」の定義は、第一条の定義と異なることになる。

配偶者が保護命令に違反した場合、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処せられる。

DV防止法制定以前も、被害者への接近を禁止する措置は、民事保全法の仮処分命令によつて実施されていた。しかし、仮処分命令が下されるまでには時間を要するケースがみられ、命令に民事上の効力しかないと抑止力が十分でないなどの問題点があつた。そこで、生命や身体に対する危険を回避するために、刑罰によつて担保された命令を簡易迅速に発することができる制度が新しく創設されたのである。

(1) ラディカ・クマラスワミ（クマラスワミ報告書研究会訳）『女性に対する暴力』（1000）110頁以下を参照。

(2) 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して〈答申〉」（一九九九）二九頁。

(13) 男女共同参画審議会による各答申については、<http://www.gender.go.jp/> を参照。

(14) 宮園久栄「新聞報道とDV」戒能民江編『ドメスティック・バイオレンス防止法』(一〇〇) 一八七頁以下。

(15) DV防止法の概要については、岩井宣子「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」法学教室二五一号(一〇〇) 七六頁以下、寺山洋一「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の概要」法律のひろば五四卷九号(一〇〇) 四頁以下、堂蘭幹一郎「『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律』における保護命令制度の解説」法曹時報五三卷一〇号(一〇〇) 一〇五頁以下、戒能民江「DV防止法の成立」同編・前掲注・書一四頁以下。

四 DV防止法の意義と課題

一 DV防止法の意義

DV防止法の制定によって、わが国でも、DVを家庭内の個人的な問題としてではなく、社会的な重要問題として対応していくことが明確にされた。夫婦というだけで、暴行罪や傷害罪に該当する行為を放置することが妥当でないことはいうまでもない。また、DV防止法は、その前文において、DVが単なる身体的な暴力にとどまらず、女性に対する重大な人権侵害であり、女子の社会進出にとって妨げとなっていること、女性に対する暴力の根絶は国際的な潮流であることを明示し、男女共同参画社会の実現に向け、DV防止とDV被害者の保護に積極的に取り組むことを宣言した。その意味では、DV防止法の意義は大きい。しかし、DV防止法には残された課題も少なくない。以下では、こうした課題を指摘しておきたい。⁽¹⁶⁾

二 DV防止法の課題

(1) DVの被害者 前述したように、今回のDV防止法では、対象となる行為を配偶者からの暴力に限定した。したがって、婚姻関係のない恋人や元恋人からの暴力については、配偶者暴力相談支援センターによる支援や裁判所による保護処分を受けることができないことになる。このようにDV防止法の対象を限定した立法趣旨は、刑法が存在するにもかかわらず、さらに特別法によって暴力を防止する必要がある理由を明確にするためとされる。また恋人による暴力を防止するには、ストーカー規制法を適用すればよいともいえよう。他方、配偶者には、法的な婚姻関係にある者だけでなく、実質的な婚姻関係にある者も含まれており、形式的な対象の限定による弊害はできるかぎり最小限にとどめる工夫もみられる。

しかし、こうした工夫によって、かえってDVの被害者の対象が不明確になつたきらいがある。たとえば、恋人と実質的な婚姻関係にある配偶者の区別は、必ずしも明確でないし、過去に婚姻関係にあつたが、現在は離婚し別居している者による暴力が、一般的の暴力と異なる根拠も定かでない。こうした対象の不明確さは、DV法の運用を消極化させ、空文化させてしまう危険性があるだけに、早急な対応が必要と思われる。

逆に、恋人や元恋人の場合は、DVの特徴である閉鎖性、継続性、エスカレート傾向が見られないかといえば、そとは限らないように思われる。こうして見ると、被害者の範囲は女性の身分によってではなく、DVの特徴としてあげられている状況下で暴力を受けているという状態によって確定する可能性も検討に値するのではないだろうか。

(2) 暴力 DV防止法の規定する暴力には、身体や生命に対する物理的な暴行が想定されている。しかし、D

Vの被害には、このほかにも心理的な暴力や性的な暴力があり、こうした身体的な暴力によらないDVの被害は、けつして身体に対する被害に比べて軽微であるとはいえない。

前述したように、心理的な暴力は、PTSDなどが残った場合に限ってDV防止法の対象となる。たしかに、心理的な被害は、外見上、その存在を判断することが難しいし、心理的な暴力との因果関係を立証することも容易でない。PTSDのように、一定程度客観的に存在や因果関係が確定しなければ、法的保護に踏み込むわけにはいかないという事情も首肯できる。しかし、心の傷は周囲から認めてもらえないからこそ、被害者にとって深刻さを増すという事実に鑑みれば、放置することはDV防止法の趣旨に反するのではないかとの疑問を感じる。

また、性的な暴力についても事情は同様である。個人の尊厳を守ることがDV防止法の前文で謳われているように、女性の性的自己決定権を保護することによって女性の尊厳を法的に保護する必要も、場合によってはあり得よう。

もちろん、心理的な暴力や性的暴力の場合における保護のあり方が、身体的な暴力と同じ方法によるべきかは、さらには検討をする。しかし、少なくとも前文で謳われた法の下の平等、個人の尊重、男女共同参画社会の実現を目指すのであれば、保護命令はともかく、配偶者暴力相談支援センターによる支援や情報提供の対象に含むことは検討に値するものと思われる。

(3) 保護命令 保護命令は、DV防止法制定の主眼といわれる。しかし、今後、この保護命令がどの程度効力を発揮し、DVによる被害を食い止めることができるのかは定かでない。とりわけ保護命令申立ての要件については、問題点が指摘されている。すなわち今回のDV防止法では、保護命令の申立て要件として配偶者からすでに身体的な

暴力を受けており、さらに身体的暴力を受け、生命・身体に重大な危害を受けるおそれがあつたことが明記されている。したがつて、重大な危害を受ける危険があるが、今のところ身体に対する暴力を受けたことはない場合や身体的な暴力を継続して受けてきたが、重大な危害を受けるおそれは必ずしも大きくない場合には、保護命令の申立ては認められないことになる。

しかし、これまで家財などの器物の破損行為を繰り返しており、近い将来、自らも危害を加えられる身の危険を感じた女性や執拗な暴行を受けてきたが、今のところ生命や身体に重大な被害を受けていない女性が、次の暴力によって重大な身体的被害をこうむる危険性がないとはいえない。こうした場合に、保護命令が果たしてどれだけ効果を有するのであらうか。

現行のDV防止法では、接近禁止命令は六ヶ月、退去命令は二週間と定められている。このように少ない選択肢の中では、保護命令申立ての要件が限定されるのも無理はない。しかし、保護命令申立ての要件を緩和し、保護の対象を拡大するためにも、命令の執行期間を短期から長期まで多様化するとともに、延長申請を制度化し、柔軟な運用を可能にすることを検討すべきではないだらうか。

(16) DV防止法の課題について論じたものとして、戒能民江・前掲注(13)書四五頁以下、同「配偶者暴力防止法と諸外国のドメスティック・バイオレンス防止立法の現状」法律のひろば五四巻九号(11001)二六頁以下、植野妙実子「家庭内暴力防止に対する憲法的アプローチ」比較法雑誌三五巻四号(11001)一頁以下、浜井浩一「我が国のドメスティック・バイオレンス及び児童虐待の実態と対策」刑政一一三巻四号(11001)四六頁以下。